



① 後期高齢者医療保険料のお知らせ

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の計算

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。途中で加入された場合は、加入月から計算し、途中で喪失された場合、4月から喪失した月の前月までを計算します。保険料の決定通知書は、**7月中旬にお手元にお届けします。**

均等割額
49,621円

+

所得割額
所得割率 9.63%

=

年間保険料
(限度額80万円)

高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、2年ごとに保険料率を変更することとなっています。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方には、以下の軽減措置があります。

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下の場合	7割軽減	14,886円／年
「43万円 + 30万5千円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合	5割軽減	24,810円／年
「43万円 + 56万円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合	2割軽減	39,696円／年

65歳以上の公的年金等控除の適用がある方は、軽減判定の際に限り、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。（所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。）

職場の健康保険の被扶養者であった方には、別途軽減措置があります。

詳しくは、広島県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

問合せ 広島県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎502-3010
役場税務住民課 ☎820-1503



広島県後期高齢者医療
広域連合ホームページ

② 第210回ようよう坂町ウォーキング ～ナイトウォーキング～

強い日差しを避け、心地よい潮風と美しい広島ベイブリッジの夜景を楽しみながら海辺の6kmのコースをナイトウォーク。

と き 7月5日（土）18時30分～20時30分（受付18時15分～）

コ ー ス JR坂駅北口～さか・なぎさ公園～森山一周道路～さか・なぎさ公園～JR坂駅北口（約6km）

集合・解散 坂駅北口 参加費 200円（保険料を含む）

対 象 どなたでも（小学校3年生以下は保護者同伴のこと）

持参物 水筒、タオル、雨具など

問 合 せ 町民センター ☎820-1515



③ 行政連絡員変更

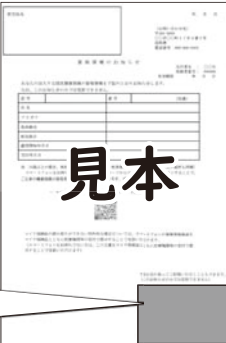
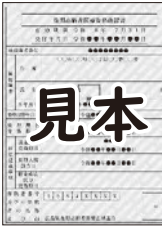
長い間、町政にご協力いただきました、これまでの行政連絡員の方が退任され、新しく次の方がお世話をしてくださることになりました。（敬称略）

（前任者） （後任者）
横浜三部地区第8行政連絡員 中 博美 三登 街子

④ 被保険者証の定期更新について

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします

現在交付されている国民健康保険及び後期高齢者医療保険の「被保険証」または「資格確認書」は、有効期限が令和7年7月31日までとなります。7月末までに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付しますので、8月1日以降に医療機関へ行くときは、必ず新しい「資格確認書」または、「マイナ保険証」を提示してください。

	マイナ保険証をお持ちでない方	マイナ保険証をお持ちの方
国民健康保険	資格確認書（水色・カードサイズ） 見本 	資格情報のお知らせ※（A4用紙） 見本  切り取って大切に保管してください。
後期高齢者医療保険	資格確認書（だいたい色・はがきサイズ）（広島県後期高齢者医療広域連合から発送） ◎現在、「限度額適用認定証」および「減額認定証」をお持ちの方は、新しい「資格確認書」の任意記載事項欄に限度額の区分が記載されますので、「資格確認書」1枚で限度額の確認ができます。申請は不要です。	見本 

※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できませんが、「マイナ保険証」が利用できない医療機関では、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診することができます。

⑤ 国民健康保険限度額適用認定証等の更新について

「国民健康保険限度額適用認定証」等の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な下記の表の★印の方は、交付申請の手続きが必要となります。

【国民健康保険】	マイナ保険証をお持ちでない方	マイナ保険証をお持ちの方
更新申請	★申請必要	申請不要
住民税非課税世帯の方が長期入院（過去12か月間で90日を超える入院）の認定を受け、入院時食事代の減額を受ける場合	★申請必要	★申請必要

●申請に必要なもの

- ・本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）
- ・世帯主および認定証等の交付対象者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・認印
- ・委任状（同一世帯の場合は委任状は不要）
- ・長期入院をしている（していた）住民税非課税世帯の人の場合は、領収書など、過去12か月の間で90日以上入院をしていることが分かる書類をお持ちください。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504